

神戸市告示第 621 号

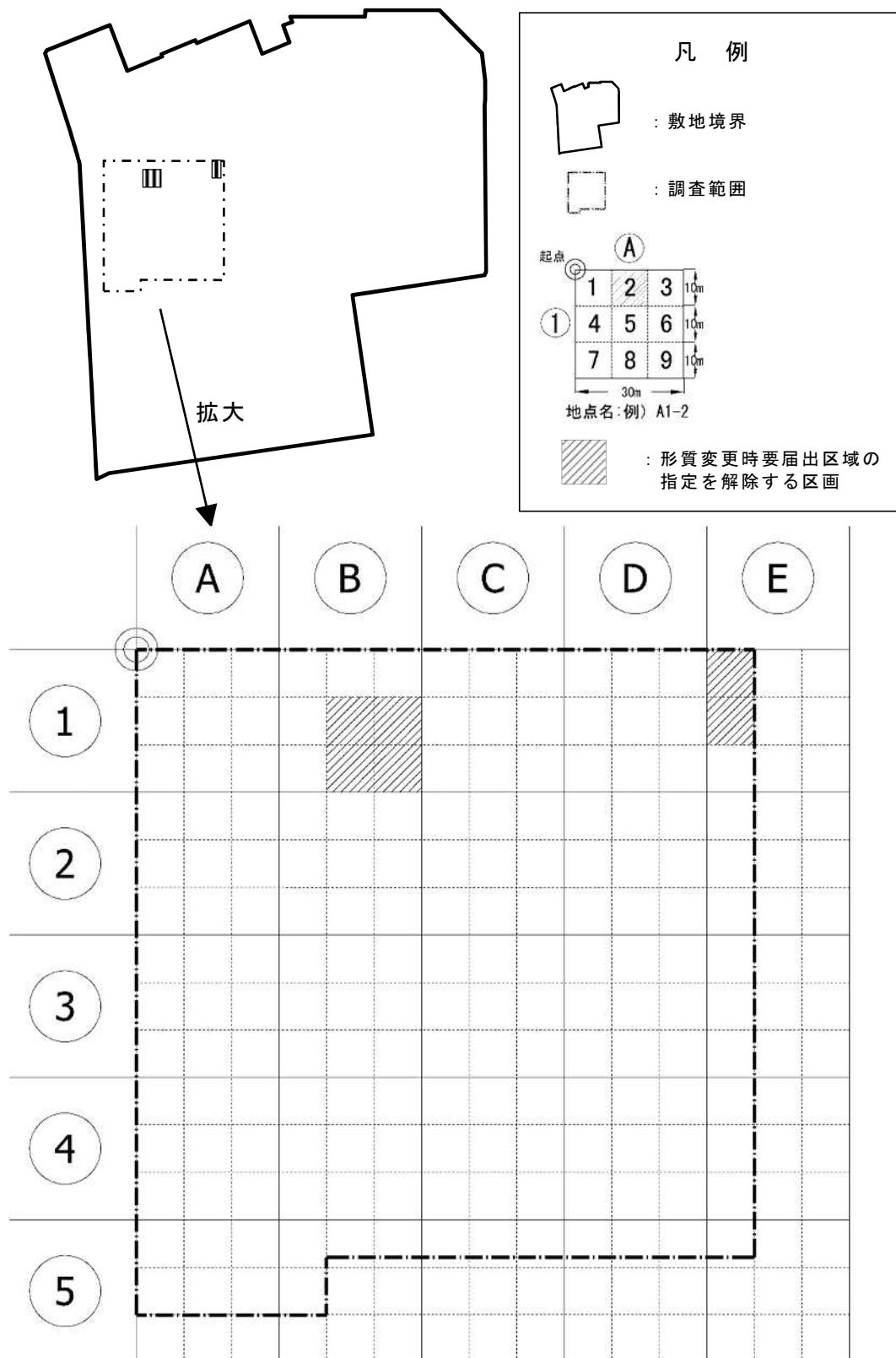
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和 8 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
兵庫区遠矢町 2 丁目 1 番 1 の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



【起点】

起点は遠矢町2丁目1番1の最北端から南に3.8m、東に30.0mの地点とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向および南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線を右に $359^{\circ}02'32''$ 回転させて得られる線により調査範囲を区分した。